

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類

(吸収合併に係る事前開示事項)

2024 年 2 月 5 日

東京瓦斯株式会社

2024年2月5日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長 笹山晋一

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024年1月22日付で株式会社スミレナ（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。本件合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併の対価の定め相当性に関する事項

当社は、本件合併に際して、消滅会社の株主に対して一切の対価の交付をいたしません。当社は、本件合併の効力発生日において消滅会社の全株式を所有していることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。

3. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社について次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

消滅会社について、本件合併に先立ち、2024年3月31日付で、当社が消滅会社に対して有する債権を放棄することにより債務超過を解消する予定です。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年1月23日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

① 買付期間 2023年5月8日～2024年3月31日（約定ベース）

② 買付株式数 53百万株

③ 買付総額 113,000百万円

④ 買付方法 東京証券取引所における市場買付

(2) 自己株式の消却

当社は、2024年1月31日に開催した取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施を予定しております。

① 消却する株式の種類 当社普通株式

② 消却する株式数 34,422,900株

③ 消却実施日 2024年2月19日

(3) 株式取得及び子会社の異動

当社は、2023年12月28日付で、当社の100%出資子会社東京ガスアメリカ社が出資する米国テキサス州のガス開発・生産事業会社TG Natural Resources LLC（以下「TGNR社」といいます。）グループがQuantum Energy Partnersの投資先であり、米国テキサス州にてガス開発・生産事業を行なう会社Rockcliff Energy II LLC（以下「RC社」といいます。）の全株式を取得し子会社化しました。

①株式取得の理由

当社は、2020年に子会社化したTGNR社を通じてガス開発・生産事業を継続してまいりました。今後、米国内でLNG輸出基地の新設が進むなど、天然ガス需要の増加が見込まれている中、東京ガスグループは、中期経営計画「CompassTransformation23-25」において、北米で

のシェールガス事業の拡大を掲げており、TGNR 社が鉱区を保有するテキサス・ルイジアナエリアにおいて新たな優良資産の取得を模索していました。今回の RC 社株式取得により、安定した収益基盤の構築を見込んでいます。

②株式取得の相手先の名称

Rockcliff Intermediate Holdings LLC

③取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株（議決権所有割合：0.0%）
(2) 取得株式数	全株式
(3) 取得価額	約 2,700 百万米ドル（約 4,050 億円）
(4) 異動後の所有株式数	全株式（議決権所有割合：100.0%）

④取得対象会社の名称及び事業内容

名称	事業の内容
Rockcliff Energy II LLC	テキサス州およびルイジアナ州におけるヘインズビル層・コットンバレー層他のガス開発・生産事業
Rockcliff Energy Operating LLC	
Rockcliff Operating LA LLC	

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1
吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

存続会社 : 東京瓦斯株式会社
消滅会社 : 株式会社スミレナ



吸収合併契約書

東京瓦斯株式会社（以下「存続会社」という。）及び株式会社スミレナ（以下「消滅会社」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 存続会社及び消滅会社は、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、存続会社は存続し、消滅会社は解散する。
2. 本合併にかかる存続会社及び消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 存続会社
商号：東京瓦斯株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号
 - (2) 消滅会社
商号：株式会社スミレナ
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号
3. 本合併の効力は、存続会社を吸収合併存続会社、東京ガスリブソリューションズ株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目5番20号）を吸収合併消滅会社とし、2024年4月1日を効力発生日とする吸収合併の効力発生を停止条件として、生ずるものとする。

第2条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、存続会社及び消滅会社は、本合併の手續進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

存続会社は、本合併に際して、消滅会社の株主に対して金銭等の交付は行わない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により存続会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第5条（本契約の承認等）

存続会社及び消滅会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手續その他法令により必要となる手續を行うものとする。

第6条（権利義務の承継）

存続会社は、効力発生日において、消滅会社の資産、負債、契約上の地位、雇用関係及びその他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務等）

存続会社及び消滅会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に存続会社及び消滅会社が協議の上、これを実行する。

第8条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、存続会社又は消滅会社の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、存続会社及び消滅会社による協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める存続会社及び消滅会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（本契約規定以外の条項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、存続会社及び消滅会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、存続会社及び消滅会社が記名押印の上、存続会社が保有する。

2024年1月22日

存続会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山 晋一



消滅会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
株式会社スミレナ
代表取締役 酒井 陽平





別紙 2

消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

計 算 書 類

第 4 期

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

株式会社 スミレナ

1.貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【 1,745,331】	【流動負債】	【 853,837】
売掛金	845,498	買掛金	80,212
貯蔵品	18,610	短期借入金	678,000
前払費用	3,705	未払金	49,597
親会社CMS短期貸付金	851,258	預り金	15
未収入金	29,099	仮受金	11
貸倒引当金	△2,840	未払法人税等	290
【固定資産】	【 9,202】	賞与引当金	6,025
(無形固定資産)	(4,922)	契約負債	39,686
ソフトウェア	4,922	【固定負債】	【 1,500,000】
(投資その他の資産)	(4,279)	親会社CMS長期長期借入金	1,500,000
長期前払費用	4,279		
		負債の部合計	2,353,837
		純資産の部	
		【株主資本】	【 △599,303】
		(資本金)	(100,000)
		資本金	100,000
		(資本剰余金)	(100,000)
		資本準備金	100,000
		(利益剰余金)	(△799,303)
		繰越利益剰余金	△799,303
		純資産の部合計	△599,303
資産の部合計	1,754,533	負債及び純資産の部合計	1,754,533

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

科 目	金	額
		千円
【純売上高】		
商品売上	681,442	
維持管理売上	2,405	
手数料売上	52,612	736,460
【売上原価】		
材工仕入	346,142	
機器仕入	224,729	
原価業務委託料	2,269	
原価支払手数料	4,986	
原価広告費	627	
合 計	(578,755)	578,755
売上総利益		(157,704)
【販売費及び一般管理費】		497,691
営業損失		(339,986)
【営業外収益】		
CMS貸付金利息	887	
雑収入	1,497	2,385
【営業外費用】		
CMS借入金利息	1,582	1,582
経常損失		(339,183)
税引前当期純損失		(339,183)
法人税及び住民税		290
当期純損失		(339,473)

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

単位：千円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	100,000	100,000	△459,830	△459,830	△259,830	△259,830
当期変動額							
当期純損益金				△339,473	△339,473	△339,473	△339,473
当期変動額合計				△339,473	△339,473	△339,473	△339,473
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△799,303	△799,303	△599,303	△599,303

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産のうちソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
貯蔵品の評価は主に個別法による原価法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員への賞与支給見込み額のうち、当期対応額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
収益は実現主義、費用は発生主義により計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	855,414 千円
短期金銭債務	724,094 千円
長期金銭債務	1,500,000 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引によるもの

仕入高	224,897 千円
販売費及び一般管理費	53,786 千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	887 千円
営業外費用	1,582 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の総数 普通株式 2,000 株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金及びキャッシュ・マネジメント・システムに限定し、運用しております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
売掛金	845,498	845,498	
親会社CMS短期貸付金	851,258	851,258	
買掛金	(80,212)	(80,212)	
未払金	(49,597)	(49,597)	
親会社CMS長期借入金	(1,500,000)	(1,500,000)	

(注1) 負債で計上されているものについては()で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

上表に記載の項目のうち、売掛金、貸付金、未収入金、買掛金、未払金については短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、借入金についても、親会社からの借入であるため、リスクが低く帳簿価額と時価は一致しています。

6. 関連当事者との取引に関する注記

特筆すべき取引はありません。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、連結注記表に記載されている事項と同一であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△299,651円98銭
1株当たり当期純利益	△169,736円79銭

9. その他の注記

表示科目の変更および金額の修正

当期財務諸表において、前期まで前受金に計上していた契約対価の一部について、契約負債に表示科目の変更を行いました。また、前期までは期中に受領した契約対価のうち履行義務を充足していないアフターサポート分の金額を前受金として計上していましたが、当期よりこれに加えて未受領の契約対価についても契約負債に計上する取扱いに修正しております。これに伴い、前期末時点で未受領の契約対価を計上したため、科目変更後の契約負債計上額に9,562千円を追加し、相手科目の売掛金計上額も9,562千円追加しました。なお、この修正による当期および前期以前の決算期間における利益影響はありません。

以上の通りであります。

2023年6月29日

株式会社 スミレナ

代表取締役社長

酒井 陽平

事業報告

第4期

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

株式会社スミレナ

第4期 事業報告

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、東京ガスグループの経営ビジョン「Compass2030」の中の「価値共創」のエコシステム構築の実現のために、「お客さまファースト」の考え方を重視し、お客さまの課題を解決する新事業の成長を目指して、当期も事業活動を実施しました。

当社は前期から独自に定めた事業管理手法に従って、注力商材（給湯器・コンロ・レンジフード・浴室）を中心に、見込み顧客（リード）を獲得するための流入施策・リード獲得施策、リードを契約に結び付けるセールス施策、ご契約いただいたお客さまへのフォローとしてのカスタマーサクセス施策を実施しました。

これらの結果、売上は736百万円となり、目標・計画に対して下回ったものの前期から契約商品数や売上を3倍程度まで伸長することができました。一方で、当期純損失は340百万円となり計画を下回る実績となりました。

(2) 投資の状況

今期の投資案件はありません。

(3) 資金調達の状況

材工・機器仕入、広告宣伝費、委託作業費等の支出を目的として、東京ガス(株)から長期借入金15億円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

前述のとおり、計画よりも純損失は膨らんでいる状況であります。加えて、契約獲得当たりのコストや、粗利率が低いことが課題となっております。これらの課題に対応すべく、クロスセル戦略、高いセールス移行率・効率の再現、事業スキームの変革に向けた取り組みを一部開始しております。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

項目	第4期 (2022年度)
売上高	736,460
経常利益(損失)	△339,183
当期純利益(損失)	△339,473
一株当たり当期純利益(損失)	△169,736.79円
総資産額	1,754,533
純資産額	△599,393
一株当たり純資産額	△299,651.98円

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社

企業名	被保有株式	主な事業
東京ガスリソリューションズ株式会社	(出資比率 100%) 2,000 株	新規事業の創出、新技術の 開発、調査、研究

(7) 主な事業内容

1. ガス事業
2. 電気供給事業
3. ガス機器、厨房設備機器・空調設備機器・浴槽・洗面化粧台等住宅設備機器、エネルギー供給・発電・貯蔵・調整等のエネルギー関連設備のあっせんおよび販売
4. ガス機器、厨房設備機器・空調設備機器・浴槽・洗面化粧台等住宅設備機器、エネルギー供給・発電・貯蔵・調整等のエネルギー関連設備に関する権利の賃貸借、割賦販売、信用購入あっせんおよび売買
5. 新規事業の創出、新技術の開発、調査、研究
6. 新規事業の創出、新技術の開発、調査、研究、データ分析、マーケティング等に関するコンサルティング、支援
7. 情報処理・提供サービス業および通信サービスの提供ならびにコンピュータおよびその周辺機器・通信機器のハードウェア・ソフトウェアの製作および販売
8. 東京ガス株式会社およびその子会社・協力企業の受託業務
9. 前各号に付帯関連する事業

(8) 事業所

本社： 東京都港区浜松町二丁目3番1号

(9) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人：7名

(10) 主な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
東京ガス株式会社	2,178 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 10,000 株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,000 株
- (3) 株主数 1名
- (4) 株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率(%)
東京ガスリソリューションズ株式会社	2,000	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

代表取締役社長	酒井 陽平
常務取締役	本澤 尚史
取締役	星崎 友洋 (東京ガスリブソリューションズ(株)代表取締役社長)
取締役	来住野 将丈(東京ガスリブソリューションズ(株)常務取締役)
監査役	野口 尚史

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：人・千円)

取締役		監査役		計	
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
2	16,740	1	450	3	17,190

4. 内部統制の体制および方針

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 東京ガスグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を遵守する。
- ② 取締役会は、取締役会規則に基づき、内部統制の整備に係る基本方針を決定する。
- ③ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備する役割と責任を負う。
- ④ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑤ 取締役の職務執行に対し、監査役が法令および定款に基づき監査する体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則および情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として3か月に1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、経営に係わる重要事項については、部長以上で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、職責権限表において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、及び進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、東京ガス株式会社が定めたリスク統制規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定する。また、取締役会は毎年、当該重要リスクを見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価

を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。

- ③ 非常災害、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④ 社内各部門が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制を整備する。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するため、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口の設置を周知する。また、相談窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、東京ガス株式会社のコンプライアンス部の監査を受け、問題があると認めるときは、その改善をおこなう体制とする。

(6) 業務の適正を確保するための体制

- ① 東京ガスグループの「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を制定する。また、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ② 東京ガス株式会社が定めた子会社管理規則に従い、株主権行使に関する事項等重要事項についての同社の承認を受け、または報告等を行う。
- ③ 東京ガス株式会社の管理その他の点が、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、同社コンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ④ 監査役が、東京ガス株式会社各部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を実施できる体制とする。
- ⑤ 東京ガスのインサイダー取引防止および情報開示に関する定めに従い、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役が、監査役職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。また、報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- ③ 監査役が、東京ガス株式会社監査役、および同社監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

5. 内部統制の体制および方針の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

当期は取締役会を7回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、取締役等から業務執行につき報告を受けました。

以上の取締役の職務執行について、監査役は、監査役監査基準および監査計画を整え、

適正な、監査を行いました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録を適正に作成・管理しており、取締役等から要請がある場合は閲覧できるように保管しています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期は取締役会を7回開催しました。

職責権限表において、それぞれの責任者およびその責任を定め、業務を執行しました。業務執行の状況を取締役に実施しました。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る重要リスクについては、2022年度の環境変化を踏まえ、当社の事前承認・取締役会での決議を経て、東京ガス株式会社に報告しています。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

当社は、東京ガスリブソリューションズ(株)経営企画部長をコンプライアンス相談窓口として設置しました。また、東京ガスコンプライアンス相談窓口の設置を周知しています。

(6) 東京ガス株式会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

東京ガス株式会社の子会社管理規則に基づき、当社の経営計画や投資等に関する重要事項について、東京ガス株式会社の承認を得ております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役は取締役会等に出席し、取締役の業務執行状況をはじめ内部統制の体制および方針の整備・運用状況を独立した立場から監視・監督を行っております。
- ② 監査役は、東京ガス株式会社の監査役および監査部と連携して監査を行うとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うことで、監査の実効性を確保しています。なお、東京ガス株式会社の監査役監査計画に基づき、監査役監査が実施され、適切な助言を受けています。

株式会社スミレナ

代表取締役社長 酒井 陽平

監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に関して、業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年1月9日

株式会社スマレナ

監査役 野口尚史 